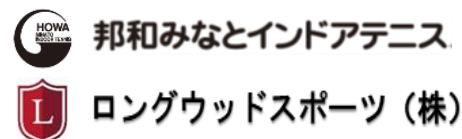


2020 年 5 月 10 日

会員各位



「緊急事態宣言に伴う臨時休業措置について」

会員の皆さまにおかれましては大変ご迷惑をおかけいたしますが、皆さまの健康と安全を考え、感染防止のためにご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

● 休業期間（5月7日～当面の間）の対応について

- ・ 電話対応： 10：00～16：00
*5月12日（火）、13日（水）、14日（木）を除く。

● 休業期間後の対応について

- ・ 一般クラスの方は4月期の未開講回数分（2回分、土曜3回分）の受講料を精算し、5月受講料に充当させていただきました。5月期の請求額は差額分のみとなります。（休会の方は6月期へ）
*開講分の欠席に関しては無料振替となります。
- ・ ジュニアクラス（ペアレンツ・一般クラスの中高校生）の方の4月期受講料は、5月期分に充当させていただきました。
- ・ 5月期の休会手続きは5月20日（水）まで受付させていただきます。5月期休会されても特別措置として、以前のお休み分についての振替受講は継続させていただきます。
- ・ 振替期間については受講いただいている限り1年間有効となりますが、今回の休講に伴い昨年5月期の振替は6月期まで延長させていただきます。
- ・ 有効期限のあるものについて、5月末日期限までの、全てのものについては6月末日まで延長させていただきます。（張替メンテナンスチケットなど）

※ 尚、対応内容・期間につきましては政府・関連機関・コロナ専門家会議の発表等による状況変化に応じ変更させていただきます。再開・延長・変更等、今後のお知らせについては5月20日（水）前後に弊社ホームページにて公表させていただきますのでご確認をお願い致します。

以 上